

政策企画室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分を除く)

【令和8年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市ふるさと寄附金管理等業務委託 長期継続(単価契約)	その他	シフトプラス株式会社	3,314,630,000円※	令和8年4月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	ふるさと寄附金ポータルサイト(ふるさとチョイス)の利用契約(単価契約)	なし	株式会社トラストバンク	87,086,000円※	令和8年4月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和8年度 大阪市の政策課題の解決に向けた基礎調査業務	各種施策研究・調査	株式会社総合計画機構	7,997,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	
4	令和8年度 広報紙(全市情報部分)企画編集業務委託	なし	株式会社トライアウト	4,593,600円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	
5	令和8年度 市政広報用映像コンテンツ作成等業務委託	映画・ビデオ制作 または 広告代行	株式会社キャップエンターテインメント	7,876,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
6	令和8年度特別職上京時用ハイヤー使用にかかる業務委託契約(単価契約)	運行代行	杉並交通株式会社	1,631,650円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	競争入札に付し入札者がいないため	-
7	ふるさと寄附金ポータルサイト(楽天ふるさと納税)の利用契約	なし	楽天グループ株式会社	514,133,000円※	令和8年5月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
8	令和8年度広報研修事業業務委託	—	株式会社CALICO DESIGN	5,349,300円	令和8年5月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
9	令和8年度クロスメディアを活用した若年層向け情報発信事業業務委託	広告代行	阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社	11,492,800円	令和8年5月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
10	ふるさと寄附金ポータルサイト(さとふる)の利用契約	なし	株式会社さとふる	519,721,000円※	令和8年6月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
11	ふるさと寄附金ポータルサイト(ふるさとチョイス)のクレジットカード決済(DCカード)の利用契約	なし	株式会社池田泉州DC 三菱UFJニコス株式会社	2,771,000円※	令和8年6月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
12	ふるさと寄附金ポータルサイト(ふるさとチョイス)のクレジットカード決済(JCBカード)の利用契約	なし	株式会社池田泉州JCB 株式会社ジェーシービー	2,771,000円※	令和8年6月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

※単価契約であり、寄付額に連動して変動。

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市ふるさと寄附金管理等業務委託 長期継続（単価契約）

2 契約の相手方

宮崎県都城市宮丸町 3070-1

シフトプラス株式会社

3 随意契約理由

本市のふるさと寄附金制度については、万博後も引き続き多様な資源を活用して市の魅力を発信し、大阪を応援してもらえるように取り組んでいくことが重要である。さらに、本市の市税流出は年々増加しており、実質的な収支のマイナスを解消するためには、寄附金募集についてより効果的な取組を検討していく必要がある。

限られた人的資源の中、今後より一層市の魅力をPRし多くの方に寄附金募集の取組を強化するためには、民間事業者のノウハウを活用し効果的に市の寄附メニューや返礼品のPRを進める必要がある。

そして、民間事業者のノウハウの活用にあたっては、総務省の定めるふるさと納税制度にかかる指定制度を熟知して、制度の範囲内で安定的に寄附受付や返礼品の調達・発送業務を実施できる能力が必須となる。加えて、効果的に寄附金増収を達成するためには、PR力や、ふるさと納税制度の全国的な寄附状況の傾向等を随時把握するなど、専門性の高い知識や分析及び情報収集等にかかるノウハウが必要であり、契約相手方の持てる能力や経験により、得られる成果が大きく左右されるところである。

以上を踏まえ、多数の寄附者情報の管理や返礼品の募集登録、発送を適切に実行できる能力と、ふるさと寄附金制度全般にかかる知見や情報分析能力を有する民間事業者の専門的な知識とノウハウを活用するため、予定価格の範囲内で最大の効果を得ることができる公募型プロポーザル（企画提案方式）を実施し、事業者を選定することとすることとした。（令和7年11月10日契約事務審査会承認済）

令和8年2月2日に学識経験者等による委託事業者選定会議を開催し、意見を聴取した結果、シフトプラス株式会社が契約の相手方として適格であると評価されたため、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室企画部政策企画担当 （電話番号:06-6208-9722）

随意契約理由書

1 案件名称

ふるさと寄附金ポータルサイト（ふるさとチョイス）の利用契約（単価契約）

2 契約の相手方

東京都品川区上大崎3丁目1番1号

株式会社トラストバンク

3 随意契約理由

ポータルサイトのうち、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび、ふるさとチョイスにおいては、流通規模・利用者基盤が大きく、検索、特集、ランキング、メール配信等の集客導線が整備された主要チャネルであることから、寄附獲得の基盤として優先的に確保することで最大効果が見込める。また、寄附者の利用先は特定サイトに集中していないことから、複数チャネルでの露出を確保することがより多くの寄附機会を創出し、業務目的の達成につながると考えられる。

各ポータルサイトは、寄附者の流入経路・選ばれ方が異なり、相互補完関係にある。これらを併用することで、主要な寄附者層を幅広くカバーし、寄附額の最大化と年間を通じた安定化（単一サイト依存リスクの分散）を図る。特にふるさとチョイスは、掲載情報量と検索性が高く、返礼品に加えて寄附金の使途や取組から自治体を選ぶ層への訴求に有効であるところ、当該ポータルサイトの運営会社しか提供できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室企画部政策企画担当（電話番号:06-6208-9722）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市の政策課題の解決に向けた基礎調査業務

2 契約の相手方

株式会社総合計画機構

3 随意契約理由

本業務は、人口減少、少子・高齢化等の進展が見込まれる中で、行政全般、こども・教育、健康・医療、経済・産業、まちづくり等、政策判断の基礎となる各種統計データや、政策事例、民間動向等の情報を常時的確に収集・整理し、客観的かつ多角的な視点から調査・分析を行うことで、今後の政策立案等の検討を行うものである。

本業務を行うに当たっては、まず、本市を俯瞰的な視点で見ながら、政策を検証していくための関連データを収集し、課題を検証するための分析を行う必要がある。また、将来推計人口や人口動態を客観的かつ的確に把握するための調査・分析やとりまとめ等においては、高度で専門的な技術が必要であり、契約相手方の持てる能力や経験により、得られる成果が大きく左右される。

そのため、人口問題や各種統計分析等に関する知識や、施策ごとに関係指標等を収集・整理する能力、また、課題を設定しそれをまとめる能力等、民間事業者の専門的な知識とノウハウを活用することとしているため、予定価格の範囲内で最大の効果を得ることができる公募型プロポーザル（企画提案方式）を実施し、事業者を選定することとした。（令和7年11月10日契約事務審査会承認済）

令和8年2月12日に学識経験者等による委託事業者選定会議を開催し、意見を聴取した結果、株式会社総合計画機構が契約の相手方として適格であると評価されたため、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室企画部政策調査担当（電話番号:06-6208-9723）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度広報紙（全市情報部分）企画編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライアウト

3 随意契約理由

市民に統一的に広報を行う必要がある全市情報については、各区が発行する区の広報紙における「全市情報部分」として作成し、掲載している。その全市情報ページの企画編集等において、事業・施策などの情報を、わかりやすく効果的に市民に届けることで、市民が市政を身近に感じ、市政に対する理解を深めるとともに、施策を一層活用していただくことを目的とする。

本業務では、「情報・趣旨の理解力」や「伝わるための表現力」といった高度で専門的な技術力が求められるほか、「実施体制」や「実績」等を考慮した選定を行う必要がある。これらの能力が乏しい場合、校正回数が増えることで業務が遅延し、紙面が期限に間に合わないことや、市民への誤った情報発信に繋がるなど、広報業務に与える影響は大きいことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内で最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等から意見を聴取する令和8年3月2日実施の選定会議において意見を聴取した結果、株式会社トライアウトの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社トライアウトと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広報担当（電話番号:06-6208-7251）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 市政広報用映像コンテンツ作成等業務委託

2 契約の相手方

株式会社キャップエンターテインメント

3 随意契約理由

スマートフォン等の普及やデジタル化がすすみ、市民にとって動画の視聴は一般的になっており、本市の情報発信においても、分かりやすく印象に残る一定の質をもった動画の作成が求められている。

本件の事業内容のうち、特に映像作成及びアドバイス業務にあたっては、本市広報の目的や、提供する情報等を正しく理解する「情報・趣旨の理解力」、市民により分かりやすく伝わるよう情報を構成し、表現できる「伝わるための企画・構成・表現力」が必要である。さらに、多岐にわたるアドバイスを「何をどう伝えるか」という統一的な認識のもと、一貫して実施できる「事業実施体制」が求められる。

仕様内容に基づいた価格競争による業者選定では、これらの高度で専門的な技術力を推し量ることができず、また体制面を十分に把握することは難しい。求められる技術力や事業実施体制が不十分である場合には、作業の遅れが生じ、市民に伝わりやすい動画の作成やアドバイスが行えないなど、広報業務に与える影響は大きい。

従って、民間事業者のノウハウを活かした柔軟な発想と企画提案力といった高度かつ専門的な技術力や知識と、確実な履行体制を確認することが重要であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内で最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等から意見を聴取する令和8年3月16日実施の選定会議において意見を聴取した結果、株式会社キャップエンターテインメントの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社キャップエンターテインメントと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広報担当 （電話番号 06-6208-7251）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度特別職上京時用ハイヤー使用にかかる業務委託契約(単価契約)

2 契約の相手方

杉並交通株式会社

3 随意契約理由

特別職については、その職務の重要性・機密性や警護上の必要性等から、円滑な職務遂行のため、専用の公用車が配置されており、公務での移動には、原則として公用車を使用している。特別職が東京出張した際の現地移動についても、同様の理由により借上自動車等に乗車して移動する必要があるため、ハイヤー使用にかかる契約を締結する。

当該契約は、令和 8 年 2 月 5 日に事後審査型制限付一般競争入札を執行したが、業務委託の内容が東京でのハイヤー手配となることから、本市入札参加有資格者名簿に登録している事業者からの応札がなく、入札不調となったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき、随意契約とするものである。

契約の相手方の選定については、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会に加盟し、ハイヤー用車両を所有している事業者のうち、特定の業者に偏ることのないよう抽出を行い、関東運輸局の認可運賃・料金表内の運賃設定で認可を受けている事業者にて比較見積もりを実施した。その結果、最も契約金額が安価であった杉並交通株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

5 担当部署

政策企画室東京事務所 （電話番号:03-5212-9067）

随意契約理由書

1 案件名称

ふるさと寄附金ポータルサイト（楽天ふるさと納税）の利用契約について

2 契約の相手方

東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号

楽天グループ株式会社

3 随意契約理由

ポータルサイトのうち、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび、ふるさとチョイスにおいては、流通規模・利用者基盤が大きく、検索、特集、ランキング、メール配信等の集客導線が整備された主要チャネルであることから、寄附獲得の基盤として優先的に確保することで最大効果が見込める。また、寄附者の利用先は特定サイトに集中していないことから、複数チャネルでの露出を確保することがより多くの寄附機会を創出し、業務目的の達成につながると考えられる。

各ポータルサイトは、寄附者の流入経路・選ばれ方が異なり、相互補完関係にある。これらを併用することで、主要な寄附者層を幅広くカバーし、寄附額の最大化と年間を通じた安定化（単一サイト依存リスクの分散）を図る。特に楽天ふるさと納税は楽天会員・アプリ等、日常利用の購買動線からの流入が中心で、楽天ユーザーの取り込みに有効であるところ、当該ポータルサイトの運営会社しか提供できないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約の締結を行った。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

政策企画室企画部政策企画担当 （電話番号:06-6208-9722）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度広報研修事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社 CALICO DESIGN

3 随意契約理由

本件広報研修事業業務委託については、マニュアル「伝える広報から伝わる広報へ」の考え方をワークショップ形式の研修を行うことで受講者が実際に考え、取り組むことで考え方の習得をめざしているが、これらの習得プロセスは一定の手法が確立されていないため、事業者もしくは講師の有する経験やノウハウが求められる。

価格競争による業者選定では、「伝わる広報」に関する考え方や市広報業務の課題を正しく理解し、受講者が業務に活かせる効果的な研修を企画設計し実施できる技術力を有しているかを推し量ることができず、また事業者の体制面を十分に把握することは難しい。

従って、本事業の性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内で最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等から意見を聴取する令和8年3月6日実施の選定会議において意見を聴取した結果、株式会社 CALICO DESIGN の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社 CALICO DESIGN と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広報担当 （電話番号 06-6208-7251）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度クロスメディアを活用した若年層向け情報発信事業業務委託

2 契約の相手方

阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本事業は、本市の重点施策を中心に、必然的に行政との接点が発生するライフイベント（引越し・結婚等）以外にも行政の取組があることを認知してもらう必要があることから、民間のノウハウを活用しながら戦略的な情報発信を行うことで、市民が市政情報に接する機会を創出し、興味や関心を高め、施策・制度の理解や利用につなげるものである。

特に、市政情報に興味関心が薄い若年層を中心に、クロスメディアを活用するなど効果的な方法で情報発信を行うことにより、施策・制度の利用促進し、また現在は不要でも将来の自分にとって必要になりうると市政情報に関心を持ってもらうなど、若年層と行政とのタッチポイントを設定・強化し、継続して市政情報に触れてもらう機会を創出することは重要である。

従って、クロスメディアを活用した情報発信の他、その実施効果の測定及び検証・分析を行うには、民間事業者のノウハウを活かした柔軟な発想と企画提案力といった高度かつ専門的な技術力や知識と、確実な履行能力が求められることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内で最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等から意見を聴取する令和8年3月25日実施の選定会議において意見を聴取した結果、阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広報担当（電話番号 06-6208-7251）

随意契約理由書

1 案件名称

ふるさと寄附金ポータルサイト（さとふる）の利用契約

2 契約の相手方

東京都中央区京橋二丁目2番1号

株式会社さとふる

3 随意契約理由

ポータルサイトのうち、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび、ふるさとチョイスにおいては、流通規模・利用者基盤が大きく、検索、特集、ランキング、メール配信等の集客導線が整備された主要チャネルであることから、寄附獲得の基盤として優先的に確保することで最大効果が見込める。また、寄附者の利用先は特定サイトに集中していないことから、複数チャネルでの露出を確保することがより多くの寄附機会を創出し、業務目的の達成につながると考えられる。

各ポータルサイトは、寄附者の流入経路・選ばれ方が異なり、相互補完関係にある。これらを併用することで、主要な寄附者層を幅広くカバーし、寄附額の最大化と年間を通じた安定化（単一サイト依存リスクの分散）を図る。特にさとふるは、ふるさと納税専門として申込手順が簡潔で、初回寄附者や手続の分かりやすさを重視する層に届きやすいサイトであるところ、当該ポータルサイトの運営会社しか提供できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約の締結を行った。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約（特名随意契約）

5 担当部署

政策企画室企画部政策企画担当（電話番号:06-6208-9722）

随意契約理由書

1 案件名称

ふるさと寄附金ポータルサイト（ふるさとチョイス）のクレジットカード決済（DCカード）の利用契約

2 契約の相手方

- ・大阪市北区豊崎3丁目2番1号
株式会社池田泉州DC
- ・東京都文京区本郷3丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社

3 随意契約理由

ふるさとチョイスにおけるクレジットカード決済（DCカード）の利用について、運営会社である株式会社トラストバンクからクレジットカード決済の取扱事業者（地域金融機関係）を指定されており、本市が利用可能な地域金融機関係クレジットカード会社は、三菱UFJニコス株式会社が運営するDCカードシステムを利用したカード決済に係る加盟店登録を可能とする株式会社池田泉州DCのみとなることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、各社と特名随意契約の締結を行った。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約（特名随意契約）

5 担当部署

政策企画室企画部政策企画担当（電話番号:06-6208-9722）

随意契約理由書

1 案件名称

ふるさと寄附金ポータルサイト（ふるさとチョイス）のクレジットカード決済（JCBカード）の利用契約

2 契約の相手方

- ・大阪市北区豊崎3丁目2番1号
株式会社池田泉州JCB
- ・東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー
株式会社ジェーシービー

3 随意契約理由

ふるさとチョイスにおけるクレジットカード決済（JCBカード）の利用について、運営会社である株式会社トラストバンクからクレジットカード決済の取扱事業者（地域金融機関系）を指定されており、本市が利用可能な地域金融機関系クレジットカード会社は、株式会社ジェーシービーが運営するカード取引システムを利用したカード決済に係る加盟店登録を可能とする株式会社池田泉州JCBのみとなることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、各社と特名随意契約の締結を行った。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約（特名随意契約）

5 担当部署

政策企画室企画部政策企画担当（電話番号:06-6208-9722）